「平和と人権」市民ネットワーク情報 N017-号外 4

事務局発行(℡ 0557-45-1182) http://peaceito.moo.jp 2017.12/12

12 月 23 日、メガソーラー反対住民集会

◆八幡野に建設予定の「メガソーラー」事業計画は、市・県当局による審査が続いています。市では宅地造成規制法等によって設計図をチッェクし、県では森林法に基づいて森林伐採の適法性を審査しています。審査は山場に差し掛かっている状況です。こうしたなか、小野市長の姿勢に微妙な「変化」が見られます。12 月 1 日議会の一般質問で、事業地から八幡野川への放流に同意するか否かを問われ、市長はこう答えています。

> (同意するかどうかは)懸念されることが解消できるかが判断材料となる。一方で、手続法として全てがあっている場合、同意せざるを得ないという場面もあると承知している。
>
> (伊豆新聞 12 月 2 日付け)

かつての「白紙撤回」を求める姿勢から、「同意」もありうるという立場に変わった、と見るべきでしょうか。市長を含めた行政の姿勢が「揺らぎ」を見せる中、建設に反対する住民の声を一段と**明確に力強く**表明し、あくまで「白紙撤回」貫徹を要求する運動が重要になっています。このような趣旨のもと、12 月 23 日にメガソーラー建設反対の諸団体が主催して、住民集会を開きます。要領は以下の通りです。一人でも多くの方が参加し、反対意志の強さをアピールしましょう。

- 日時：12 月 23 日(土)、14:00～(開場 13:30)
- 場所：八幡野コミュニティセンター3 階
- 主催：伊豆高原メガソーラー建設に反対する住民大会実行委員会

※実行委員会には**「市民ネットワーク・有志の会」**も入っています。当日の会場設営などで、皆様のご協力をお願いします。

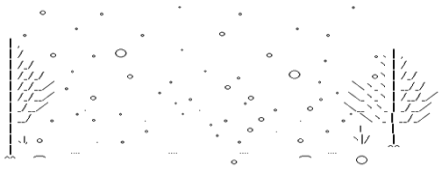

条例制定の直接請求、署名活動始まる

◆現在、伊東市には太陽光発電を規制する条例がありません。宅造法や森林法など、一般的な土地開発や森林伐採を規制する法律によって、太陽光発電事業の規制を行っているにすぎません。伊東市は平成 28 年 3 月に太陽光発電をも規制できるように「土地利用事業等に関する指導要綱」を改訂しました。しかし、同要綱は行政指導の基準を定めたもので、強制力がありません。それゆえ、八幡野メガソーラー建設の事業会社は平然と要綱を無視しています。このままでは、伊東の山林は太陽光発電のため切り裂かれてしまいます。市当局もようやく条例制定の必要を認め、来年三月の議会に条例案を付託するそうです。市民のなかからも、市民サイドに立った条例の制定を求める声があがりました。市内に住む佐藤聖氏(東海大学教授)が条例案を作りました。この条例案を市議会にかけ可否の審査を義務づけるべく、地方自治法に基づく直接請求運動が始まりました。氏は自身の案の特徴を以下のように要約しています。

①10 キロワット以上(面積換算で 200 ㎡以上)の太陽光パネルの設置に関して、伊東市全域が届出地域から許可制になる。

②すでに動き出している発電設備を止めることは難しいが、それらの設備も適切安全に、建設、維持、管理、監督されるようになる。

③市長は許可の取り消し権限のほか、立ち入り検査や是正措置を命令し、従わない業者を公表できる。

◆直接請求が成立するためには、**12 月 31 日までに伊東市の有権者の 1/50、約 1300 人の署名**が必要です。署名に当たっては、通常のそれと異なり、以下のような厳格な要件が求められます。

ⅰ)伊東市の 18 歳以上の有権者であること。
ⅱ)必ず自筆で署名し、印鑑（拇印、シャチハタでも OK）を押し、生年月日と署名した日を書く。
ⅲ)受任者(所定の署名簿を持って署名を集める人)が、直接・対面で署名をとること。
ⅳ）受任者は公務員でないこと。
ⅴ)川奈在住の方は財産区役員選挙のからみで、12 月 13 日以降**署名できません。**受任者になって、**川奈地区外の人から署名をとる**ことはできます。
※署名者の住所地の記載は、1365-7 のようにハイフォンを使っても構いません。

◆以下の店に署名簿が置いてあります。署名していただける方、受任者になっていただける方は、そこで署名(印鑑持参又は拇印で)をするか、または署名簿を受け取って署名集めをしてください。

岩上書店(八幡野)、カフェ SORA(城ケ崎)
一枚の板(富戸)、れもんの木(南伊東)

事務局から、その他の連絡

(1) 11 月 19 日(日)に行われた「19 日行動」の報告を同封しました。お読みください。
(2)「安倍改憲 NO！伊東市民アクション」参加の呼びかけ文と、改憲反対の「3000 万署名」の用紙を一つの文書にまとめ同封しました。この文書は、近日中に星野新聞店配達の新聞に折り込まれます。「市民ネットワーク」賛同者の皆さん、「伊東市民アクション」の会員になってください。三好まで**電話(45-1182)またはメールでその旨(yes)を知らせるだけ**で構いません。